

# 令和2年 第10回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月23日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（9名）

会長

会長代理

9番 船川由孝

2番 服部貴三郎

3番 川村和夫

6番 奥貫榮市

7番 江森正之

8番 大久保進

10番 服部政男

13番 内田潔

14番 増田隆司

4 欠席委員（なし）

5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員

農業委員会委員（5名）

1番 増田順子

4番 鈴木栄

5番 熊谷隆夫

11番 奥貫進

12番 大澤年一

農地利用最適化推進委員（6名）

岡政美

矢島幸昇

落合功陽

卷島正彦

木村正

小川肇

6 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 幸手農業振興地域整備計画の変更について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

7 その他

・事務連絡

8 事務局

建設経済部長 狩野一弘 主査 堀野真一 主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆建設経済部長

建設経済部長の狩野と申します。常日頃から市政に対しましてご協力、ありがとうございます。

本来であれば、宮澤課長のほうが司会進行のほうを局長として務めるところですが、本日は私のほうで進行をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので会議に入らせていただきます。

今回の総会につきましても新型コロナウイルス感染防止のため、出席委員を減らさせていただきました。また、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただき開催することとさせていただきます。

本日の出席委員は、9名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立したことを報告いたします。

これより、令和2年第10回幸手市農業委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆部長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行については、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第8回、8月の議事録を確認します。第8回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、第8回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番 川村和夫委員、6番 奥貫榮市委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について。

住宅地図の①をご覧ください。

番号1、土地の所在 惣新田〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積695㎡、申請人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで第1種となります。

こちらの申請は、既存宅地による農地転用となります。線引き当時から宅地として使用している部分の農地転用を行うものです。

申請地は、古くから住宅敷地として使用しておりましたが、申請地が農地のままであることが分かったため、正式に宅地にすべく今回の申請に至ったものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターの担当者に航空写真等を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

◆委員

〇〇〇〇さんですが、現在こちらに住んでいるのですか。確認できますか。

◆事務局

住んでいると聞いています。

◆委員

私が聞いたところでは、〇〇市にいる娘さんのところへ行っているとのことだったのですが。

◆事務局

住民票は異動していないようです。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図の②をご覧ください。

番号2、土地の所在 上高野〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積1,930㎡、譲受人 東京都港区〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡人 南二丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 475㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は息子が農業を引き継いで稲作を行ってききましたが、息子が10年ほど前に体調を崩し、農業を引退しており、後継者もいないことから、自身の農地が荒れた状態となっていたため、有効利用できないか考えていたところです。譲受人は、平成25年より全国で太陽光発電事業を行っており、このたび地権者より土地を譲ってもらうことになり、今回の申請に至ったものです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について質問等はございますか。

◆委員

現地を見ましたが、申請地の南側、圏央道の横の土地は残るのですか。

◆事務局

はい、そこは残ります。

◆会長

圏央道の側道脇ですね。

◆事務局

申請地の南側には水路があり、所有者も別です。今回の申請で残地になる訳ではありません。

◆委員

はい、分かりました。

◆委員

今回、所有権移転するのは1,930㎡ですよ。それで太陽光発電装置は475㎡ですよ。

ね。この装置の大きさはどのように測っているのですか。

◆事務局

475㎡というのは、パネルだけの面積になっています。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図③のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 上高野〇〇外12筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積8,762.17㎡、譲受人 上高野〇〇 (株)〇〇(代)〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇〇〇〇外4名、転用目的 建売住宅、施設の概要 建売住宅25棟 1,356㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、建売住宅25棟を建設するものです。

譲渡人は5名おりますが、農業経営を縮小していく意向があるとのことでした。

譲受人は幸手市を中心に不動産業を営んでおり、市街化区域での住宅取得を難しいと考えている方々から多くの相談を受けていたとのことでした。今回、〇〇駅及び国道〇〇号が近く、また、食品等の店舗、飲食店等も複数あるこの土地を地権者から譲ってもらうことになり、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。

転用面積が3,000㎡を超えていますので、県農業会議主催の常設審議委員会の案件となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

3番の案件について質問等がございますか。

◆委員

ここは、新しい道路を作り、水路は払下げをするわけですよ。

◆事務局

はい、そのとおりです。

◆委員

北側の道路部分ですが、次の開発を考えているわけですか。形が中途半端な感じが。

◆事務局

その部分については、既に一部農転されている場所ですので、そういう形になります。

◆委員

農転されているのですか。

◆事務局

はい、既存道路の西側になります。

◆委員

線路側も農転されていますか。

◆事務局

線路側は農転していません。

◆委員

はい、分かりました。

◆部長

こちらにつきましては、建築指導課のほうにも相談が上がっておりまして、現道の市道について交換等の手続を議会で承認いただいております。

あと、業者側としては、コスト等を考えて、適法の範囲内で敷地設定をさせていただいていると思いますので、ご心配はないと思っております。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて4番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図③のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 上高野〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 741㎡、譲受人 上高野〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 農業用施設、施設の概要 農業用倉庫1棟 105.85㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。賃貸借権設定となります。

申請地は、第2種農地で、農業用倉庫1棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇〇〇氏は高齢のため、息子である譲受人の〇〇〇〇氏に農業の経営を移譲しております。譲受人の〇〇〇〇氏は自宅付近で多く耕作しておりますが、実家に農機具を置いているため不便であり、今回自宅に隣接する形で農業用倉庫を建築することにしたとのことです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、開発の許可不要とのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

4番の案件について質問等はございますか。

◆委員

道路のことなのですが、No.4の地図を見ていただくと、申請地の西側の道路ですが、幅員が2m40cmしかありません。譲受人が分家を建てる時に道路後退しなかったのです。今回も図面には道路後退分が入っていません。北側にある〇〇さんは譲受人の妹で、こちらは分家を建てる時に道路後退していただいています。

事前に道路後退をしていただけるようにならないでしょうか。北側の道路から南側の5mの道路まで抜けている道路ですので、市でこの道路を認定して、後退しなければいけないような道路にしなければ、せっかくの抜けている道路が、2m40cmではどうしようもないです。

◆会長

法律的には後退義務はないですよ。

◆委員

将来を考えた場合には、下がっておいてもらわないと、2m40cmの道路脇で土を盛られてフェンスをつけられたら、トラクターは入れないですよ。お願いはできるでしょう。〇〇〇〇さんには、今回下がってもらえないかと申入れには行っています。総会の前に事務局からもお願いしてほしいと言ったのですが。

◆会長

お願いだけならできるのではないですか。

◆部長

では、私のほうから。ご指摘のところ、いわゆる旗竿のこちらの接道については道路

後退が発生します。ただ、今回の申請地脇の道路はそういった法定での後退要件がないというのが現状でございますので、事務局としては、法令を超えた指導というのはできないということがまず1点ございます。

今回、〇〇委員からのご指摘は私まで伝わっております。ただ、法令を超える指示、指導はできませんので、総会で意見があったことを代理人には伝えます。

◆委員

市としてはこういう問題が出てきたときに、後退義務ができるような道路に指定替えはできないのですか。

◆部長

建築要件が伴って後退するようなところを買上げるというのは、建築指導課のほうでやっています。今後もし申請地の道路北西側に建物を建てるということになって、道路後退が生じることがあれば、当然後退をさせます。また、要件が合うものは市のほうで後退用地の買取りというのがあります。

◆委員

なかなか要件が合わないですね。後退義務はなくても、うちの地区は皆様をお願いして後退してもらっています。

◆部長

ですから、そういった行為があるのであれば、所有者に、お互いの折半で、センターからという話もできますが、現状は難しいということです。ただおっしゃるように事務局のほうから代理人に総会の中でこういう意見があったことはしっかりと伝えます。

◆委員

お願いはできるでしょう。

◆部長

はい、それはさせていただきます。開発のほうも指導要綱についてはお願いでございます。可能な限り指導、お願いはさせていただきます。

◆委員

それをよろしくお願いします。あと、もう一つよろしいですか。

◆会長

〇〇委員、どうぞ。

◆委員

今回、農業倉庫を建てるということで、8月の時点で、私は両氏から相談を受けました。乾燥機を設置する場合は近くにアパートがあり、埃とか音で、後で騒音問題などになったら大変なこともあるから、そこも考えてくださいと譲渡人、譲受人に言いました。

◆部長



計画図には、コンバイン、トラクター、苗箱、肥料、農機具置場と、農業用物置として書いてないですが、同じように、そういう話を心配されているということは、代理人に伝えさせていただきます。

◆委員

それをお願いいたします。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図の④をご覧ください。

番号5、土地の所在 槇野地〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 350㎡、譲受人 東京都小平市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 槇野地〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 121.56㎡、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで第1種となります。使用貸借権設定となります。

申請地は、第1種農地で、農家の方の分家として自己用住宅を建築するものです。

譲受人の〇〇氏は、東京都小平市のアパートで生活していますが、昨年末に2人目の子どもが生まれ、現在の住まいが手狭になってきたため、十分な広さの住居を構えたいと考えていたとのこと。妻の家族に自己用住宅の建築について相談したところ、妻の祖父所有のこの土地を紹介されたとのこと。

譲渡人の〇〇氏は、孫夫婦の自己用住宅の建築について承諾することにしたとのこと。

開発行為に関して担当課に確認したところ、自己用住宅の建築が可能ということで、許可が見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

5番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

5番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて6番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図の⑤をご覧ください。

番号6、土地の所在 上高野〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 1,152㎡、譲受人 東京都武蔵野市〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 久喜市南栗橋〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 建売住宅3棟 173.88㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、建売住宅3棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、相続で農地を取得しましたが、実家を出て久喜市に住んでいるということもあり、耕作できる状況ではないため譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、申請地が〇〇駅及び市街化区域に比較的近く、生活環境も整っていることから、需要が見込めるため今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可の見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

6番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

6番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて7番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の⑥をご覧ください。

番号7、土地の所在 下川崎〇〇外3筆、登記地目 畑及び田、現況地目畑、合計面積 300.26㎡、譲受人 白岡市〇〇 〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 75.63㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。使用貸借権設定となります。

申請地は、第2種農地で、自己用住宅1棟を建設するものです。

譲受人の〇〇氏は、現在アパートで妻と生活していますが、手狭になってきたため、

自己用住宅を建てる計画を立てました。妻の家族に相談したところ、妻の父所有のこの土地を紹介されたとのことでした。

譲渡人の〇〇氏は、娘夫婦の自己用住宅の建築について承諾することにしたとのことでした。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可の見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

#### ◆会長

7番の案件について質問等がございますか。

(なしの声あり)

7番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、7番の案件は承認されました。

続いて議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

#### ◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 惣新田 〇〇〇〇、利用権設定をする者 惣新田 〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇外5筆、地目 田、面積合計 6,628㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 惣新田 〇〇〇〇、利用権設定をする者 惣新田 〇〇〇〇、土地の所在 惣新田〇〇、地目 田、面積 2,953㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

それでは、1番と2番の吉田地区の案件について説明いたします。

1番、2番の案件は、借受人が同じ〇〇氏のため、まとめて説明させていただきます。貸付人の〇〇氏と〇〇氏は、昔から借受人の〇〇氏に耕作をお願いしているとのことであり、今回はそれを更新するものとなります。

借受人の〇〇氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものとなっています。

なお、2番につきましては、利用権の更新漏れがあり、その間、相対で契約していたため、新規更新の別は新規となっています。

◆会長

事務局に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号幸手農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号幸手農業振興地域整備計画の変更について。

まず、昨日〇〇委員から、質問と意見についての書類が提出されましたので配付させていただきました。まず、こちらの説明をさせていただきます。

◆会長

事務局の説明を聞いてください。

◆部長

〇〇委員のほうからのご提言につきましては、農業振興協議会との関係性についてです。今回、農業委員会総会でその内容について、訂正したものをこれから審議いただくわけですが、その結果、それが通った場合、農業振興協議会のほうに再度審議というような形にするべきではないのか、または意見を聴取するべきではないかという文書をいただきました。

それにつきましては、農業委員会、農業振興協議会それぞれ重要な機関ですが、それぞれ市との関係性といたしましては、農業委員会は市から意見を求められます。振興協議会も市から諮問を求められるものです。農業委員会と振興協議会でキャッチボールをするような、意見交換をするような会議ではございませんので、今回につきましては、改めて農業振興協議会に議事として上げるなど、そういった必要性はないと事務局は確認しておりますので、まずご報告した上で、前回から議題になっております内容についてのご意見を伺いたいと思います。

◆会長

委員のなかに農業振興協議会のメンバーも何人かいますが、この案件は、農業機械の修理工場が出来るわけで、地域住民も助かり、やむを得ないという意見は当然のことか

など思い、現地も確認し、全員賛成で問題なしと答申しました。

◆委員

それは直す前の理由書に対してですよ。これだけ文章の訂正があるのに、おかしいですよ。

◆会長

そうですが、農業機械の修理工場が来るということで我々は安心しているわけです。

◆委員

別に反対しているわけではないです。ちゃんとした文書であれば問題なかったのです。

◆部長

では、まず、農業振興協議会のほうでの審議というものは、除外のための5つの要件が満たされているかということの審議になります。それについては農振法第13条の2項から始まる5要件というものがありますので、これが満たされているということが審議されております。

ですので、この理由書については、いかに理由が分かりやすいか、分かりやすすくないかということなので、審議要件に関わるものではないということです。今回は農業委員会のほうでは、分かりやすすくないということで、文書の訂正をするということで、これは分けて考えるべきと判断しております。

◆会長

今部長から説明があったとおり、先ほど私も申しましたが、農業振興協議会で現地を見て、現在の農業情勢を考えると、これは我々にとって、逆に良い方向になるということで、承認したものです。

◆委員

別に反対しているわけではありません。それをご理解していただきたいです。

この別紙理由書を読んでいただいたら分かると思います。もう一度、事務局で説明をしてください。お願いします。

◆部長

別紙のほうは、これから説明をさせていただきます。

◆会長

説明をお願いします。

◆事務局

まず、前回、埼玉県の開発基準で建築面積が300㎡以下と制限されているため、宮代町ではできないというふうに表現されていましたが、それを、宮代町では地盤沈下によってできなくなったと修正しております。

◆部長

上から6行目です、「地盤沈下により建物が傾くなど今後の事業活動に支障を来す」と修正しました。

◆事務局

次に移転する市町を決めるときには杉戸町が入っていなかったのが、今回それを加えたものになります。次に大型農家という表現を、大規模農家に修正しています。次に既に建物が建っている場所を候補地に選定していたので、それを修正しております。

面積の算出については、幸手市の顧客数ではなく、宮代町の実績を基に算出しておりますので、そのように訂正しています。以上が主な修正内容となります。

◆会長

ただいま説明していただきましたが、質問等はございますか。

◆委員

下から12行目の、「幸手市内への移転で、農機具修理工場の建設可能な土地は、用途地域では商業地域や工業地域等に限られます」とは、申請人は認識しているわけですね。

◆事務局

はい。

◆委員

次の行の、「このことから市街化調整区域に移転を考える」というのはどういうことですか。本来は、やむを得ないで農振地域にするわけでしょう。ところが、認識をしていて、その上で、次のページの候補地を幸手市〇〇、〇〇、〇〇と出している。

やむを得ないということで、農振地域になったということなら分かりますけれども。

◆委員

ちょっといいですか。5条案件でも理由は様々で、代理人の作文だと思います。でもやむを得ないということで、承認をしている案件がよくあります。今回のこの案件については、理由書があまりにもひど過ぎるので、むしろそれがなければ問題がなかったのではないかと思います。私とすれば、最初からもう1回出し直してもらったほうが良かったのではと思います。

◆会長

ありがとうございます。

確かに、これだけ長い文書ですと、訂正等も出てくると思います。

◆委員

やむを得ない案件なら、そのように対処した上で提出してくるべきです。誰もが納得できるような理由書が必要です。

農業振興地域からの除外を慎重に見ているかなんです。そこが一番肝心なのです。そ

れでいて間違いの多い書類を出してくることに問題があるのではと、私は思っている訳です。

◆部長

局長の代理で申し訳ありませんが、よくよく見させてもらおうと、確かに文書が、顧客目線での文書になっているのかなと思います。例えば段落の3つ目の「その結果」のところの「移転する方針となりました」というのは、会社の方針であって、審議をお願いするような文面にはなっていない様にも思えます。

また、冒頭、委員のほうで指摘された「市内への移転で、農機具修理工場が可能な土地は、用途地域では商業地域や工業地域に限られています」と断言しながら、「このことから」と言うのは、文脈的にもおかしいのではと考えます。

ただ、もともと農機具修理業は農家のための特権として調整区域でも店舗が許可可能というのが通例でございますので、そのような文書にするべきなのかもしれません。

ですので、このような方針となりましたということよりも、審議をお願いする立場での文書に修正していただくように、委員がおっしゃった、ここの用途地域云々は、不要な話かと思えます。やはり調整区域に移転するのは、農家の方々へのサービスの向上など、そちらをメインに書くべきかと思えます。

どうでしょう、〇〇委員がおっしゃった「幸手市内への移転で」の下りから、「市街化調整区域に移転することを考えることとしました」をカットしていただくことで、よろしいですか。

◆会長

どうでしょう、今後このような間違いがないように、指導していくということで、理解していただければ。

◆部長

間違いのないように注意いたしますので、この「幸手市内への移転で」の下りから、「市街化調整区域に移転することを考えることとしました」、この3行については削除させるという指導でご理解いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

◆会長

皆さんどうですか、よろしいですか。

◆委員

候補地のくだりは必要ないですよ。

◆部長

分かりました、こちらは削除してもらいます。

整理させていただきます。

1 ページ目の中段にあります「幸手市内への移転で、農機具修理工場の建築可能な土地は、用途地域では商業地域や工業地域等に限定されています。このことから、市街化調整区域に移転を考えるといたしました」の部分を削除させていただきます。

2 ページ目の今ご指摘がありました候補地、1 個所目、2 個所目、3 個所目の部分は削除させていただいて、修正し、それを会長のほうにご報告させていただいて、別途皆様にご報告させていただき、これで進めさせていただければと思います。

◆委員

その後の「既存集落であること」、「農振農用地でないこと」も必要ないですよ。

◆部長

そうですね、既存集落や農振農用地という部分は不要ですね。「顧客の利便性」のほうがいいですね。では「候補地選定にあたり、顧客の利便性、安全性、他の住民に影響が少ないことを考慮し」と修正してもらいます。

◆会長

では、この案件について農業委員会としては、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、意見なしということで決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告第 1 号、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用 4 条の届出 2 件、内容について資料のとおりです。

◆会長

ありがとうございました。

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆部長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後 4 時 30 分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年12月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 川 村 和 夫

署名委員 奥 貫 榮 市